

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	神郷建設株式会社	代表者氏名	内田 一隆
主たる営業所の所在地	新見市神郷下神代4440		
許可番号	岡山県知事 特-5 第12399号	許可を受けている建設業の種類	土、と、石、舗、しゅ、水、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和6年6月5日	処分を行った者	岡山県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項（第3号該当）		
<p>処分の内容</p> <p>建設業法第28条第1項の規定による指示</p> <p>（1）今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。</p> <p>（2）社内及び施工現場における安全管理体制のより一層の整備・強化を図ること。</p> <p>（3）建設工事の安全確保に関する関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育の計画を作成し、役職員に対し、継続的に必要な研修及び教育を行うこと。</p> <p>（4）上記（1）～（3）について、貴社が講じた内容を文書により報告すること。 （研修会を実施した場合は、その状況写真を添付すること。また、貴社において上記以外の措置を講じた場合は、併せて報告すること。）</p>			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
<p>神郷建設株式会社は、令和5年8月2日、岡山県新見市の市道において、厚生労働省令で定める特定自主検査を実施していない同社所有のフォークリフトを、会社倉庫から工事現場に向かって作業員に運転させ、横転した当該フォークリフトの下敷きになり作業員が死亡する事故を起こした。</p> <p>このことにより、新見簡易裁判所から同社及び同社の代表取締役が、労働安全衛生法違反等による罰金刑の略式命令を受け、いずれもその刑が確定している。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められるため、同項に基づいて、指示処分とする。</p>			
その他参考となる事項			